

## 蒲郡市避難行動要支援者支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、避難行動要支援者が、地震その他の災害時（以下「災害時等」という。）に地域社会の中で円滑な支援を受けられるよう支援体制を整備することにより、人的被害の防止又は軽減を図り、もって安心して暮らすことができる地域づくりを推進することを目的とする。

(避難行動要支援者)

第2条 この要綱において「避難行動要支援者」とは、在宅で生活する次の各号のいずれかに該当する者（以下「要支援者」という。）とする。

- (1) 身体障害者のうち、下肢・体幹障害の程度が1級又は2級のもの
- (2) 身体障害者のうち、視覚障害の程度が1級又は2級のもの
- (3) 身体障害者のうち、聴覚障害の程度が2級のもの
- (4) 知的障害者のうち、その障害の程度がA判定のもの
- (5) 精神障害者のうち、その障害の程度が1級のもの
- (6) 要介護高齢者であつて、要介護3、要介護4又は要介護5のもの
- (7) ひとり暮らし高齢者（蒲郡市高齢者実態把握事業実施要綱（平成27年4月16日施行）に基づき把握したひとり暮らしの高齢者をいう。）
- (8) 前号に掲げる者に準ずる状態にある者

2 この要綱において「避難支援等関係者」とは、地域の自主防災会、民生・児童委員、消防機関、警察機関、社会福祉協議会及びその他避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

3 この要綱において「地域支援者」とは、要支援者の近隣者等で、当該要支援者が指定するものをいう。

(避難行動要支援者同意者名簿の作成及び整備)

第3条 市長は、要支援者が災害時等に地域社会の中で円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ要支援者の情報（要支援者が避難支援等関係者に提供し、及び市の関係部署において利用することに同意した当該要支援者の情報に限る。）を登録した避難行動要支援者同意者名簿（以下「同意者名簿」という。）を作成し、及び整備する。

(同意者名簿の登録方法)

第4条 要支援者は、前条に規定する要支援者の情報を避難支援等関係者に提供し、及び市の関係部署において利用することに同意する場合は、避難行動要支援者同意確認書（第1号様式。以下「同意確認書」という。）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき同意確認書を提出した要支援者の情報を同意者名簿に登録するものとする。

（同意者名簿の登録情報）

第5条 同意者名簿に登録する要支援者の情報（以下「登録情報」という。）は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所又は居所

(5) 避難支援等の必要事由

(6) 連絡先その他の緊急連絡先

(7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（登録情報の変更）

第6条 同意者名簿に登録された要支援者は、登録情報に変更が生じた場合は、速やかに同意確認書により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受けた場合は、速やかに同意者名簿の登録情報を変更するものとする。

（登録情報の削除）

第7条 同意者名簿に登録された要支援者は、登録情報を削除しようとする場合は、避難行動要支援者同意取消申請書（第2号様式。以下「取消申請書」という。）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受けた場合は、速やかに同意者名簿から登録情報を削除するものとする。

3 市長は、要支援者から第1項の取消申請書の届出がない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する要支援者の情報を知り得た場合は、職権により同意者名簿から登録情報を削除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外に転出したとき。
- (3) 福祉施設への入所等により自宅に居住する見込みがないとき。
- (4) 第2条第1項各号に規定する要支援者の要件に該当しなくなったとき。

(同意者名簿の提供及び活用)

第8条 市長は、避難支援等関係者及び市の関係部署に同意者名簿を提供するものとする。

- 2 同意者名簿の提供を受けた者は、災害時等における避難支援及び安否確認に活用し、及びその活用するための平常時における活動に活用することができる。

(避難行動要支援者個別支援計画の作成及び整備)

第9条 市長は、要支援者の個人の特性に応じて避難支援を行い、要支援者の安全・安心を確保することを目的に、避難行動要支援者個別支援計画（以下「個別計画」という。）を作成し、及び整備する。

(個別計画の作成方法)

第10条 要支援者は、個別計画の作成を希望する場合は、避難行動要支援者個別支援計画登録申請書（第3号様式。以下「個別計画申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、要支援者から提出された個別計画申請書の情報に基づき、個別計画を作成するものとする。
- 3 市長は、要支援者の特性及び実情に合わせた個別計画を作成するため、必要があると認めるときは、要支援者又はその家族等から聞き取りを行うことができる。
- 4 市長は、要支援者又はその家族等から聞き取りを行う場合は、必要に応じて避難支援等関係者、保健福祉サービス関係者及び医療サービス関係者と連携して行うことができる。

(個別計画の登録情報)

第11条 個別計画に登録する要支援者の情報（以下「個別情報」という。）は、次に掲げる事項とする。

- (1) 登録情報
- (2) 地域支援者
- (3) 福祉・介護サービス事業者及びかかりつけの医療機関・薬局
- (4) 避難情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(個別情報の変更)

第12条 個別計画申請書を提出した要支援者は、個別情報に変更が生じた場合は、速やかに個別計画申請書により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受けた場合は、速やかに個別計画の個別情報を変更するものとする。

(個別情報の削除)

第13条 個別計画申請書を提出した要支援者は、個別計画から個別情報を削除しようとする場合は、避難行動要支援者個別支援計画登録取消申請書(第4号様式。以下「個別計画取消申請書」という。)により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受けた場合は、速やかに個別計画から個別情報を削除するものとする。

3 市長は、要支援者から第1項の個別計画取消申請書の届出がない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する要支援者の情報を知り得た場合は、職権により個別計画から個別情報を削除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外に転出したとき。

(3) 福祉施設への入所等により自宅に居住する見込みがないとき。

(4) 第2条第1項各号に規定する要支援者の要件に該当しなくなったとき。

(個別計画の提供及び活用)

第14条 市長は、要支援者、地域支援者、避難支援等関係者及び市の関係部署に個別計画を提供するものとする。

2 個別計画の提供を受けた者は、災害時等における要支援者の特性及び実情に応じた避難支援及び安否確認に活用し、及びその活用するための平常時における活動に活用することができる。

(登録情報及び個別情報の保護)

第15条 同意者名簿又は個別計画の提供を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 同意者名簿又は個別計画の提供により知り得た秘密の保持を厳守すること。

(2) 同意者名簿又は個別計画をき損し、汚損し、又は紛失等することのないよう

適正に管理すること。

- (3) 登録情報又は個別情報を目的以外に使用しないこと。
- (4) 第三者に登録情報又は個別情報を提供しないこと。
- (5) 登録名簿又は個別計画の複写をしないこと。

2 前項各号のいずれかに反する事態が生じたときは、同意者名簿又は個別計画の提供を受けた者は速やかに市長に報告しなければならない。

3 市長は、必要に応じて、同意者名簿又は個別計画の提供を受けた者に対して登録情報又は個別情報の保護に関する指示又は調査を行うことができる。

4 市長は、同意者名簿又は個別計画の提供を受けた者が第1項各号に規定する事項を遵守し難いと判断したときは、同意者名簿又は個別計画を返還させることができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、要支援者の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(蒲郡市災害時要援護者支援制度実施要綱の廃止)

2 蒲郡市災害時要援護者支援制度実施要綱（平成21年7月1日施行）は、廃止する。